

## 資料提供

令和3年2月10日



担当課	人事課
担当者	雑賀・松林・山本
電話	(073) 435-1019
内線	2565・2564・2576

### 職員の処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分等を行ったので公表します。

#### 1 職員について

##### <被処分者>

都市建設局 都市計画部 主務班長級 50歳 男性

##### <処分内容>

減給（1／10 3か月）

##### <事案の概要>

職員は、平成29年10月から平成30年11月までの間、任命権者の許可を得ることなく、休曜日等に講演会等での指導的業務に従事し、その報酬等として約75万円を受け取っていた。このことは、地方公務員法第38条（営利企業への従事等の制限）に違反する。よって、地方公務員法第29条の懲戒事由により処分を行うものである。

#### 2 その他の処分について

当該職員に対する管理監督責任として、課長2名を厳重注意とした。